

いたぐために欠くことのできないものの保存、活用については、市では適切な措置を講じなければならぬわけですが、もちろん文化財の所有者あるいは権限に基づく占有者の方につきましても、貴重な財産であることを認識していただき、こうした措置に対して協力していただくなければならぬわけですが、熊川分水については、道路敷、または水路敷でもないということで、全くの個人の所有地として多数の所有者がいらしてやるわけですが、中には原型が損なわれている箇所もある状態でございます。これを指定しますと、現状の変更の制限等の規制があり、そのほか管理につきましても、市に移るということではなくて、引き続き所有者が管理し、修理につきましてもその負担は、原則として所有者がすることになっているわけですが、

なお、指定区域を考えた場合、熊川分水は部分指定ということではなく、全線指定が望ましいわけですが、

いずれにいたしましても、文化財の指定につきましては、教育委員会の諮問を受けまして、文化財保護審議会が慎重な調査、審議を

して決定するわけですが、ただいま申し上げましたとおり、大変むずかしい問題があり、時間がかかるように思われるわけですが、

以上、御答弁とさせていただきます。

○市民部長（古谷正夫君） 桜祭りの件三点御質問がございまして、まず第一に、第一点の警備関係でございまして、

確かに実行委員会本部につきまして、詰所が今二回ほどやらせていただいたわけですが、詰所と本部が一緒というふうなことでございまして、これにつきましては、非常に好ましくないというふうにご考えておりますので、来年につきましては、詰所を別につくりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第二点の催し物でございしますが、三点ほど御指摘いただいたわけですが、ミスセタがいるわけですが、写真コンクールだとか、それからみこしをふやしたというふうなこと、それから花火の打ち上げ等について御指導をいただいたわけですが、これらについては十分実現が可能でございますので、実行委員会にお諮

り申し上げ、実現できますように、実行委員会に御提案申し上げる次第でございます。

さらに、三点目の露店につきましては、明神下公園という所で、すぐ近くに公園があるわけでございますけれども、全般的に公共施設につきましては、現行制度において露店を出店させるというふうなことは、非常に難しい問題がございますので、現在の段階では利用できないというふうに御理解いただければというふうに思っております次第でございます。

以上でございます。

○ 六 番（齋藤 巽君） 各関係の部長さんから事細かに御説明をいただきました。大変にありがとうございました。

南田園のこの下の川沿いにつきましては、隧道の件でございますが、部長さんが申されたとおり、下の川のふたかけ等については遊歩道、それに平行して新しく道路等を設けるということでございますので、大いに期待をしておりますわけでございます。この南田園地区におきましては、保育園それと学校等――上から比べますと非常に面積的にも広く、学生等も多いわけでござい

まして、これらの道路がでることによりまして、交通等につきましても非常にここいらは数少ないので、安全なる通学ができるのじゃないかと思っております。ますます南田園が発展していく上にも、ぜひこの道路等を早急に建設をお願いしたいもので、強く要望をお願いしておきます。

桜祭りの件につきましてもですが、ただいま申されましたとおり、今後いろいろな催し物その他等につきましてやっていただくということでございますので、ぜひ福生市の観光資源の一つとして大いにこれからPRし、そして末永く盛大に桜祭りができますようお願いしておきます。

また、観光協会の件でございますが、過去に福生市に観光協会ということがありまして、今大多摩観光の方に多少の補助金等も払って加盟しておるようでございますが、今後こういう観光資源がさらに開発してなっていく上において、ぜひこの観光協会等について再度見直しをしていただくよう今後御検討願いたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

それから、熊川分水の件でございますが、関係者の方がお話されて、市の方と交渉の結果、東京都も非常にこの分水に対して関心を持ってお

るというお答えでございます。ましてや玉川上水の水をしょっちゅう切らさないでこの熊川分水に流していただけるということでございますので、やはり水と緑がこれで確保できたということでございますので、ぜひこれを長く保存するためにも、市としても絶大なる御協力をお願いするわけでございます。

その方法としまして、ただいま教育委員会の方からお話がありましたとおり、文化財に指定するという一つの枠があるようでございますが、やはり全線を文化財にするということは、非常に権利者、関係者等においても、一つの大きな枠にはめられるということはどうかと思っておりますので、一部現況を維持してある場所について部分的にそれを保全し、そしてこれを文化財として指定することができないのか、その点についてまたお聞かせしたいと思っております。やはり熊川分水は、福生としても、熊川としても、この一つの百年の歴史を持った分水でございますし、また道路に面した部分もあるし、また熊川神社公園等の分水等を見ますと、以前はあそこに魚を放流した経過もございます。また、この分水に常時水が流れることによって、やがては貝等も発生し、そして、初夏にはホタル等も自然発

生するのじやなかろうかと思っております。この水が確保できたことについては、大きな成果じやなかろうかと思っております。

あと一点、一部、部分的な文化財に指定できるかどうか、できないのはどうしてなのか、その点についてだけ御質問願いたいと思っております。以上でございます。

○教育次長（須崎 進君） お答えいたします。

熊川分水の部分的に指定できないかという御質問でございますけれども、一つには、文化財としての価値観の問題であろうと思うわけでございますけれども、いずれにいたしましても、文化財保護審議会が先ほど申し上げましたように調査、審査をして決定していただくということになっておりますので、その調査、審査をしていただいた結果、そういうことになることもあり得るかと思っておりますけれども、教育委員会といたしましては、御諮問申し上げまして、答申をいただいて、そのように決定をしていくということになるかと存じますので、御了解を賜りたいと思っております。

○六 番（齋藤 巽君）

大変ありがとうございます。以上、私の一般質問

とします。

今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（森田治男君） 次に、二番 在原 博君。

（二番 在原 博君登壇）

○二番（在原 博君） 御指名をいただきましたしまして、会議規則第八十六条の規定に基づき、セキに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

熊川地区の区画整理について。

熊川地区の区画整理についてお聞きいたします。

熊川地区の区画整理も、既に説明の段階になりました。

ところで、熊川地区は拝島駅利用者が多いわけですから、現在昭島市においても、拝島駅周辺の開発が進められておりますが、熊川開発と時期が同じになるわけです。熊川の土地区画整理事業は、昭島市と福生市の行政境で、非常に難しい所と思いますが、昭島さんと話し合っ

ていただきたいと思います。

そこで市長は、真に熊川の土地区画整理に取り組まれるか、なかなかの決断を要しますが、そこまでの固き信念がどうかお伺いしたいと存じます。

また、昭島市と折衝されると存じますが、積極的に折衝していただきたいと思っております。

次に、高齢化社会に向かって。

現在我が国の高齢人口は急速に増加しており、確実に高齢化社会へと進んできております。東京都においても、本年は百歳を超える人が二百人とも発表されております。当市においても例外ではありません。高齢化が進む中で、福祉対策については、行政を初め各分野でさまざまな施策が講じられております。健康診査を初め、高齢者事業団の育成と強化、老人保健医療費等福祉増進に努力し、取り組んでいることは、市民として喜ばしい限りであります。

そこで、現在実施しております健康診査の対象者が約三千三百人

おりますが、昨年実施した計画について御説明をお願いいたします。

また、現在ゲートボール場も増設しておりますが、民有地等を借用して、地域の福寿会と協議しながら今後も新設していくと実施計画の中で言われておりますが、地域に密着した緑の多い公園を兼ねたゲートボール場を設置していただきたいと思いますが、どのようなお考えをお持ちかお聞かせを願います。

次に、高齢者事業団も発足以来、実績も順調な伸びを示していると思いますが、今後とも高齢化社会に適切に対応していくために、高齢者事業団の拡充と助成の強化をしていかなければならないと思います。

そこで、現在の事業の現状と、今後の取り組み方について御説明を願います。

高齢化社会に伴って増加する寝たきりのお年寄りなど、家庭内で看護、介護ができるような在宅サービスを用意し、そこで処遇しきれない場合、安心して入所できる施設をつくってほしいという国民の要望にどう対処していくかが高齢化社会の政治、行政の最大の課題だと言われてお

ります。在宅老人に対し一日の一定時間介護の必要なお年寄りを受け入れて、入浴や食事などの日常生活援助やリハビリテーション、生活訓練などを中心とする。また家族の病気、休養の必要などで家庭の機能が低下した場合、短期間入所をさせるショートステイを行う医療福祉の中間的施設など、すなわち総合福祉センター施設の建設のお考えがありますかお伺いをいたします。

ごみの収集所について。

生活の水準の向上に伴い、大量の消費の傾向は、排出物の量を年々増大させております。ごみ減量運動を積極的に進め、正しいごみの出し方等、チラシ、広報等でお知らせし、市民の認識を高めております。福生市では毎日収集し、公衆衛生向上に努力し、市民から喜ばれております。

そこで、市内に約千三百五十カ所あるごみ収集所についてお伺いをいたします。

ごみ収集所の場所は、市道及び市有地等さまざまありますが、夜

出したり、規格以外のものを出したりして道路にはみ出すなど、収集所の近くの人たちが困るということも多く耳にします。現在も正しいごみの出し方の注意の看板がありますが、もう少し大きなもので、一目見てよくわかるようなものに取りかえてほしいと思います。

以上の点について御答弁をお願いし、登壇による質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

在原議員さんの質問にお答えいたします。

最初に、熊川地区の区画整理に対しての私の考えの御質問ですが、私は、基本的には御案内の当市における基本計画並びに実施計画に基づき、未整備地区の面的整備を推進すべきが至当であると考えております。さきに行いました調査も、基本がそこにございまして、そして、私の姿勢といたしましても、実施すべきであるという考えであります。それは現図面で、都市計画道路Ⅱ・一・三号線のこと一つを例にとりましても、都市計画法の制限をかぶせたまま二十数年がたつてしま

っている問題もあります。あるいは昨今の交通状況からいたしましても、拡張整備は、焦眉の急務であるからであります。

幸いにいたしまして、先般の調査報告書に対する第一回目の説明会を六日間に分けて実施させていただきましたところ、大変に御熱心なる対話がなされました。そこで、客観的にはこうした説明会の状況把握や、さらには、できますれば次の段階の調査Ⅱを実施いたしまして、その説明会の反応やアンケート調査による結果を踏まえ、関係者の御理解をいただきながら、事業化に向けて全力を挙げてまいりたいと考えております。

それから、昭島市との件でございますが、ごもっともでありまして、私は十分協議をいたしまして、整合性を図っていく所存でございます。

いずれにいたしましても、第一歩を踏み出しましたが、大変大きな事業でありますので、今後いろいろと御相談を申し上げることも多々あると存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

説明会の経過と今後の進め方の方につきましては、部長から報告をいたさ

せす。

次に、高齢化社会に向けて、老人の健康診断の結果と今後の対応についでございます。

老人保健法に基づく保健事業のうち、六十五歳以上一般健康診査につきましても、年々受診率がアップしております。昭和五十九年度につきましては、対象者三千八十二人中、受信者は四百九十九人で、受信率は一六・二％でございました。また、六十年度的におきましては、九月、十月の二カ月間で実施しているところでございます。

次に、今後の対応といたしましては、現在町会等地域単位に実施しております健康教育、そして市役所ロビーで行っております健康相談の内容をさらに充実するとともに、一般健康診査等の事業につきましても、引き続き個人通知によるPRを十分行い、医師会の協力を得ながら疾病の早期発見と早期治療ができますよう努力してまいり所存でございます。

また、健やかな老後を過ごすためにも、健康が第一であります。

それには健康診査はもちろんのこと、みずからの健康づくりということも大事になってまいります。したがって、これからは市民の方々の健康づくりを推進していく事業も必要となってまいります。現段階では、健康診査事業等の充実に力を入れなければならない状況でございますので、これらの事業内容が十分にできた段階で、御質問の件も含めまして、市民の健康づくり等の事業に取り組んでまいりたいと考えております。なお、健康診査等の事業の詳細につきましては、部長より御答弁申し上げます。

次に、高齢者事業団の現況と今後の対策についてでございます。福生市の高齢者事業団は、昭和五十四年に設立され、以来六年を経過したわけですが、会員数、事業実績は順調な伸びを示しております。本年七月一日現在で、会員は四百七十七名、加入率は九一％で東京都内では第一位でございます。就業率は四二％であります。また事業実績を昭和五十九年度決算で申し上げますと、一億一千四百二十七万六千円で、公共事業四八％、民間事業五二％であります。この

ような労働を通じて社会参加をすることは、生きがいのある充実した老後の生活に直結するものでありまして、今後一層進むであろう高齢化社会の極めて重要な役割を果たすものと考えておりますので、市といたしましてもお年寄りの方々の技能や経験を生かせる就業の場の提供はもちろん、その運営についても援助し、育成を図っていきいたいと考えております。

次に、総合福祉センターの構想についてでございますが、このことは先ほど宮沢議員さんの御質問にお答えしてございますとおりでございますので、さらに調査、研究をさせていたただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、ごみの収集についてでございますが、このごみの収集については、特別の日を除いては毎日収集を行っておりますが、今後ともごみ収集所の確保やその周辺を清潔にしていいただくなど、市民の皆様の御協力をいただきます。毎日収集を行いまして、市内の環境整備に努めてまいる所存でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

なお、看板等の件については部長から答弁をいたさせていただきますので、よろしくお聞き取りをいたしたいと思います。ありがとうございます。

○建設部長（林田 進君）

自席からお許しをいただきます。ただいまの市長の答弁のうち、区画整理について補足させていただきます。

熊川で実施しました説明会でございますけれども、八月の十六日から三十日までの間に六日間説明会を持たせていただきました。その間、ちょうど土地の所有者、権利者全体ではないわけでございますが、土地の所有者が三百二十四名ほどございました。それで百五十九名の出席を見ております。

説明会の内容といたしましては、先般六月の議会で御報告を申し上げました調査報告書の内容、それから区画整理事業の基本的な事項、そういった点について御報告あるいは御説明申し上げているわけでございますが、非常に活発な御意見をいただいております。特に、その区画整理事業に対する御質問、そういうものが非常にございました。

そういうことでございますけれども、今申し上げましたように、全体の権利者の中の出席率が四〇数％とそういう状況でございます。また残り

の権利者に対するそういった説明あるいは報告が終わっておりません。こういう点につきましては、もう一度十月に日程を設定いたしまして、できるだけこの説明会に来られなかった人たちについての説明会等を持ちまして、できるだけくまなく調査の結果あるいは区画整理についての御理解を得ていきたいとそんなふうに考えております。

それで、それともう一つ合わせてまして、いろいろ会議の中での、あるいは説明会の中での御発言があるわけでございますが、必ずしも全員の発言という形じゃないわけでございますので、なかなか全体の意思という形で確認はしておりませんので、説明会をもう一度行いまして、その後でできればこの区画整理に向けての意向調査それをお願いして、その意識の確認を待って、できればもう一步進めた調査をしていきたいと、そんなふうなことを今後の予定としては考えております。

以上、区画整理の関係について、市長の補足答弁といたします。

○福祉部長（生子国利君） 自席からお許しただきまして、市長の答弁の補足説明をいたしたいと思っております。

高齢化社会に向けての健康診査の結果の内容でございますが、五十九年度の実績で申し上げますと、一般健康診査につきましては、四十歳以上全体で対象者が一万七千九百四十九人、そのうち九百五十二名が受診し、五・二％の受診率です。前年より五百四十三人の増で、受診率は二・九％アップとなっております。このうち六十五歳以上の受診者は四百九十九人で、前年より百三十一人の増で、受診率は四・一％のアップとなります。また、精密検査の受診者は百十八人で、精密検査の率は二・三・八％です。四十歳以上全体では二百四十人で、精密検査は総体的では二・五・三％の精検率になっております。

次に、四十歳以上全体での精密検査による結果は、異常は認めずが九十五人、要経過観察が五十五人、要指導が十九人、要医療が七十一人となっております。

以上が内容の御説明でございますが、なお、先ほどもう一点、老人の健康増進と、それから融和の場としてゲートボール場の問題の設置についてどういう考え方があるかというふうなことでございますが、これらにつきましては、

地域の配置等を考慮いたしまして、なお、老人クラブ等とも十分協議いたしまして、民有地の活用というものを考え合わせながら設置を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○市民部長（古谷正夫君）

自席からお許しいただきまして、ごみ収集に

ついて御答弁させていただきます。

御案内のとおり、市内につきましては約千二百五十カ所の収集所がございます。これらにつきましては年々増加しているわけでございます。設置場所につきましましては、御指摘のとおり、空き地とか、それから道路上とか、または宅地内等にいろいろござりますが、それらに設置させていただいておるわけでございます。その収集方法その他については、広報その他清掃だより等でPRを再三申し上げておるわけでございます。

それで、看板につきましては、現在収集所に各看板を設置させていただいておるわけでございますが、この看板については古くなりましたので、現在には取りかえ中でございます。それで、従来より字体を大きくいたしました読みやすくしたというふうなところを変えさせていただいております。特に

清潔の保持を強くうたわせていただいて、収集所の清潔の保持を呼びかけておるわけでございます。

それから、その管理でございすけれども、従来から利用者の責任の範囲内をお願いするというふうなことで管理をお願いしておるわけでございますけれども、特に、お互いに整理整頓を強くお願い申し上げておるわけでございますけれども、一部によっては守られない地区もございす。そういうふうな所につきましても、今後ともPRに努めまして、モラルの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、必要に応じましては私も出しまして、地域の方々と相談申し上げます。解決に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○二番（在原 博君）

自席から再質問させていただきます。

ただいまは、市長並びに関係部長から御丁寧な説明をいただきました。まことにありがとうございます。